



装官總第15071号
令和2年11月4日

行政文書不開示決定通知書

殿

防衛装備庁長官



令和2年10月6日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
「電磁波の生体効果を用いた武器に関する文書」に係る行政文書

- 2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書の存否を明らかにした場合、科学技術に関する情報についての防衛省・自衛隊の情報関心が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせるため、法第8条の規定に基づき、その存否の応答を拒否することとしました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求することができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- * 開示請求受付日 令和2年10月6日
補 正 期 間 なし
不開示決定日 令和2年11月4日

請求受付番号 : 2020.10.6-装装B132